

募集要項

みやこ
京の環境みらい創生事業
平成22年度

■ 募集期間

平成22年7月20日（火）～平成22年9月17日（金）

※応募書類の提出は、直接持参又は郵送に限ります。ただし、直接持参される場合は、平日の午前9時00分から午後5時30分の間にお願いします。

■ 受付及び問合せ先

京都市環境政策局循環型社会推進部循環企画課

〒604-0924 京都市中京区河原町二条下ルー一之船入町 384 番地

ヤサカ河原町ビル 8 階

TEL : 075-213-4930

* 申請書等は、京都市環境政策局循環型社会推進部ホームページからもダウンロードできます。<http://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000078279.html>

目 次

I	京（みやこ）の環境みらい創生事業について	
1	制度の目的	1
2	助成対象者	1
3	助成対象事業	2
4	助成内容	2
5	助成対象事業の決定	4
6	スケジュール	5
7	申請手続等	6
8	助成事業者の義務等	7
	本事業の仕組み	9
	評価項目一覧表	11
	よく寄せられる質問と回答	15
II	別紙様式 事業計画書	19

I 京（みやこ）の環境みらい創生事業について

1 制度の目的

本事業は、「低炭素社会」、「循環型社会」の構築に資する優れた技術シーズや斬新なアイデアを有する全国の企業、個人、特定非営利活動法人等から、新技術や新製品の開発を行おうとする取組を公募し、その資金の一部を助成することにより、本市への環境関連技術・サービス・情報の誘導・集積を図るとともに、その成果を広く市民と共有し、「環境先進都市・京都」の更なる発展を目指すものです。

2 助成対象者

次の(1)～(6)のすべての要件を満たす者を助成対象者とします。

- (1) 環境分野における先進的取組を行う、アまたはイに該当する者

ア 京都市内に事業所（研究機関、工場などを含む。）を有する、企業（※）、個人、特定非営利活動法人など

イ 京都市内に事業所（研究機関、工場などを含む。）を有さないものの、本市内の事業者と連携して事業を実施する、本市の環境行政への貢献が特に期待できるなど、本市への貢献度が高いと判断される取組を実施する企業（※）、個人、特定非営利活動法人など

（※）いわゆる「大企業」を含みます。

- (2) 市税等を滞納していないこと。
- (3) 取組内容の安全性が十分に確保されていること。
- (4) 取組内容が法令等に違反するおそれがなく、社会通念上適切と認められること。
- (5) 宗教的活動及び政治的活動を目的としないこと。
- (6) 取組内容を確実に実施するに足る能力を十分に有していること。
- * 任意グループはそれ自体を助成対象者としません。事実上任意グループで助成事業の実施を予定されている場合は、構成員の代表者（代表企業）が自らの名義・責任において申請していただくようお願いします。
- * 共同事業や任意グループの代表者は、助成対象となる研究開発等事業の根幹に係る技術資源を有し、かつ、開発成果を事業化する場合の主体となる者であることが必要となります。

3 助成対象事業

「低炭素社会」、「循環型社会」の構築に資する先進的な取組で、開発成果の実用化を目指したものを助成対象とします。具体的には、次の(1)~(3)のいずれかに該当するものとします。

ただし、開発の全部又は大部分を他に外注する場合や生産機械装置等の導入が主目的である場合は助成対象となりませんので御注意ください。

	助成対象事業内容
(1)	新技術・新製品の開発 技術革新を担う先導的で波及効果の大きい新技術・新製品の開発
(2)	在来技術・在来製品の開発・改良 在来技術・在来製品を基盤とした新規性の高い技術開発・製品開発
(3)	試作品の商品化に向けた開発 新規性の著しい商品化を実現するために行う、試供品の製作、デザイン開発及びサービスの試行実施

* 公的資金の助成先として、社会通念上適切と認められる事業に限ります。

* 開発を前提とした市場調査も助成対象となります。

* 物の製造に係る分野のみでなく、サービスの提供も対象となります。

* 同一内容で、他の助成金又は補助金等の交付を受けている場合は、重複して助成を行いません。

4 助成内容

(1) 助成率

助成対象と認められる経費の5分の4以内

(2) 助成金額

総額1,000万円以内（全助成期間を通じた総額）

(3) 助成対象経費

ア 原材料費・消耗品費

イ 構築物費

ウ 機械装置及び工具器具費

エ 外注加工費

オ 委託開発費

カ 直接人件費（役員給与は対象外）

- キ 広告宣伝費
- ク 特許等取得費
- ケ 調査研究員等の外部専門家に対する謝金
- サ 上記に掲げる経費以外で、事業化のために市長が必要かつ適正と認める経費

(4) 対象経費計上に関する注意事項

- ア 原材料費及び消耗品費については、研究開発、試作等に使う範囲において認め、明らかに量産に使われるような材料費は対象外とします。
- イ 構築物経費については、構築物の購入、建造、改良、据付け、借用又は修繕に要する経費で、助成対象事業に必要な不可欠かつ簡易なものに限ることとします。
- ウ 機械装置及び工具器具費については、その試作、改良、据付け、借用又は修繕に要する経費で、助成対象事業に必要な不可欠なものが対象になります。当助成事業以外の用途にも使える装置であっても対象となりますが、明らかに量産に使うもの及び著しく汎用性の高いものは対象外とします。
- エ 委託開発費の支出割合が過度に高いことは本助成事業の趣旨に適合していないため、委託開発費は助成対象経費総額の40%以内とします。ただし、個人、特定非営利活動法人については、この規定の制約を受けません。
- オ 直接人件費の金額が過度に高いことは本助成事業の趣旨に適合していないため、直接人件費は、150万円以内とします。

(5) 助成期間

最長3年間

(6) その他注意事項

- ア 複数年度にわたる助成事業者は、毎年度、助成金交付申請書、実施状況報告書及び事業計画書等提出していただき、京（みやこ）の環境みらい創生事業採択審査委員会に諮ります。審査委員会において、毎年度、取組状況を審査・評価したうえで当該年度の助成金交付を決定致します。

なお、適正な助成金交付を行うために必要があると認められる場合は、助成金交付申請額に減額修正を加えて交付決定を行うことがあります。

- イ 助成期間内であっても、領収書等の証拠書類の無い経費については対象外となります。
- ウ 助成事業に直接関係があると認められない、たばこやコーヒー等の嗜好品や食事に係る経費は対象外となります。

5 助成対象事業の決定

助成対象事業の選定は、学識経験者、経済界代表者等で構成する「京（みやこ）の環境みらい創生事業採択審査委員会（以下「審査委員会」という。）での審査を経て決定します。審査委員会は提案された取組を別に定める採択基準に基づき、学術的・専門的な見地から審査・評価を行い、本市に対して採択に係る助言等を行うものです。

(1) 資格審査（全応募者）

応募書類をもとに、資格要件に関わる審査を行います。

(2) 予備審査（資格審査の通過者）

資格審査の通過者に対し、審査委員会において、事業計画書等の提出された書類をもとに、先進技術又はサービスの公益性、京都市の環境施策への貢献性、事業遂行能力（実施体制、応募者の経験・能力等）の点での簡易な審査及び評価を行い、助成事業に適合しているか否かを判定します。

(3) 書面審査（予備審査の通過者）

予備審査の通過者に対し、審査委員会において、事業計画書等の提出された書類をもとに、先進技術又はサービスの公益性、市内事業者等の連携による波及効果、京都市の環境施策への貢献性、事業化能力（事業計画内容の明確性等）、事業遂行能力（実施体制、応募者の経験・能力等）、資金調達の確実性（総事業費の把握、事業化までの資金計画の妥当性）の点で、学術的・専門的な見地から審査及び評価を行い、助成事業に適合しているか否かを判定します。

(4) 面接審査（書面審査の通過者）

書面審査通過者の事業計画等について、応募者のプレゼンテーション（原則公開）により、別紙「評価項目一覧表」に記載されている項目について審査・評価を行う。

＊ 応募事業数が10件を下回った時は、予備審査を行わないことがあります。

6 スケジュール

助成金交付までのスケジュールは下表のとおりです。

時 期	内 容
9月下旬から	資格審査, 予備審査
10月中旬から	書面審査
11月下旬	面接 (プレゼンテーション) 審査
11月下旬	採択事業の決定
12月上旬	助成金額詳細査定
3月初旬	事業実績報告提出

*助成額は、最終的に、事業実績報告で開発の成果や経費についての確認ができた後で確定します。審査により助成対象事業と決定されても、助成金の交付を確約するものではありません。

*一定の要件を満たす場合は、当該年度の助成事業完了前に、助成金の概算払いが受けられます。

*助成事業者は、助成金の交付を受けた翌年度の「助成事業活動成果報告会」(市民公開)において、助成事業の実施状況を報告していただきます。

7 申請手続等

(1) 申請受付・問い合わせ先

京都市環境政策局循環型社会推進部循環企画課減量企画担当

〒604-0924 京都市中京区河原町二条下ルー之船入町384番地

ヤサカ河原町ビル8階

TEL：075-213-4930

* 応募書類の提出は、直接持参又は郵送に限ります。

* 直接持参される場合は、平日の午前9時00分から午後5時30分の間にお願いします。

(2) 申請受付期間

平成22年7月20日（火）～平成22年9月17日（金）※必着

(3) 応募書類

以下①～⑤をできるだけA4サイズで、正本1部と写し（コピー）2部をクリップ止めで提出してください。

① 事業計画書（別記様式）
② 助成事業に参画する法人の納税証明書（法人市民税，固定資産税・都市計画税，事業所税）原本1部 ※ それぞれ <u>最近2ヵ年分</u> とします。市税を滞納していないことを証明するものであり，課税金額等の明記は不要です。 ※ 固定資産税・都市計画税，事業所税等について，納税義務を負っていない申請者はその旨，お伝えください。 ※ 応募者が個人の場合は，住民票（3ヶ月以内）原本1部と，納税証明書（法人市民税，固定資産税・都市計画税）原本1部を提出してください。
③ 申請者の過去2年間の決算書（貸借対照表，損益計算書，利益処分計算書）。決算書がない場合は，それに準ずる書類を添付。
④ 助成事業に参画する各企業等の案内パンフレット
⑤ その他市長が必要と認めるもの

(4) その他

ア 必要に応じて追加資料等の提出をお願いする場合があります。なお，応募書類はお返ししません。

イ 応募書類は採択先の選定のためのみ使用し，他の目的には使用しません。また，提出物より取得した個人情報は審査及び審査に関する連絡等に使用します。

ウ 御提供いただいた個人情報、上記イの利用目的以外では利用することはありません（ただし、法令等により提供を求められた場合を除きます。）。

8 助成事業者の義務等

(1) 収益納付制度

助成事業者は、助成事業の終了した日の属する会計年度終了後5年間、当該助成事業の実施結果の事業化又は他への供与等により助成事業者が収益を得たと認められる場合は、その収益の一部を本市へ納付していただきます。ただし、納付額は助成額を限度とします。

その納付すべき額は、次の算式により算定した額とします。

算定式：(本年度収益額－控除額) × 本助成金確定額 ÷ 助成対象経費実績額

- ・ 本年度収益額 = 年度収益額 (ア) - (イ) + 産業財産権収入 (ウ)
- ・ 控除額 = (助成対象経費実績額 (エ) - 本助成金確定額 (オ)) × 1 / 5

【計算例】

A社 平成20年度に本市から助成金10,000千円（助成対象経費実績は20,000千円）を交付し、平成21年度に助成対象事業で9,000千円の売上により3,000千円の収益が生じた場合の納付額

≪収益納付金額の計算≫

助成事業売上高 (ア) = 9,000 千円

総原価 (イ) = 6,000 千円

産業財産権収入 (ウ) = 0 円

助成対象経費実績額 (総事業費) (エ) = 20,000 千円

本助成金確定額 (オ) = 10,000 千円

「本年度収益額」 = (ア) - (イ) + (ウ) = 3,000 千円

「控除額」 = ((エ) - (オ)) × 1/5 = 2,000 千円

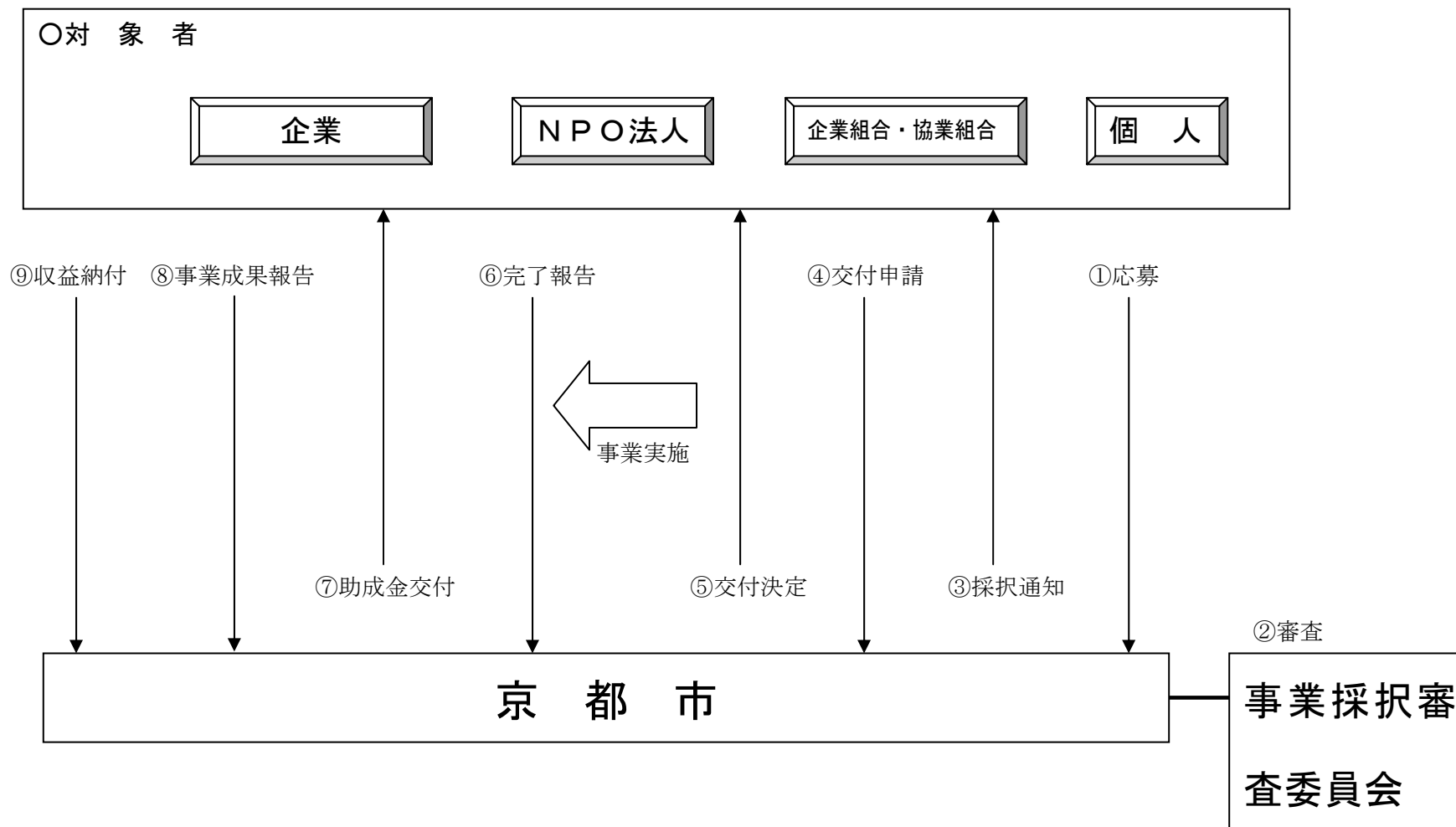
◆収益納付金額 = (3,000 千円 - 2,000 千円) × 10,000 千円 ÷ 20,000 千円
= 500 千円

(2) 研究開発等に係る助成事業については、終了後5年間は、年度終了後に収益納付報告書の提出を求めます。

(3) 助成対象事業により取得した知的財産権及び産業財産権は、助成対象者に帰属することとします。助成事業完了後5年以内に、成果等に関し上記の出願・申請手続きを行った場合は、収益納付報告書の提出を通じ、市長への報告を求めます。

- (4) 助成事業により取得した財産（試作品，設備）については，取得後5年間は助成対象者が管理することとします。また，その間に廃棄等する場合は，市長の書面による同意を要することとします。
- (5) 助成事業の内容を変更又は中止したときは，助成金交付決定の取消又は既に交付した助成金を返還していただくことがあります。
- (6) 募集要項に定めのない事項については，関係規則及び助成制度要綱によります。

■本事業の仕組み



評価項目一覧表

1. 先進技術又はサービスの公益性

評価項目	事業計画書の参照箇所	評価の視点
(1) 技術又はサービスの新規性・専門性	1 助成事業の概略(別紙3) 2 事業計画の特徴(別紙3)	提示された技術やサービスは、他に類を見ない新規性を有しているか。また、他者が真似できない高度な専門性に基づいているか。 【類似の在来技術の有無】【専門性の高さ】
(2) 技術又はサービスの意義	2 事業計画の特徴(別紙3)	提示された技術やサービスが実現した場合、どのような問題に対して、どのような効果が期待されるか。また、その技術・サービスは、どの程度の広がり期待されるか。 【技術またはサービスの社会的意義】

※ここでは提示された技術やサービス自体の効果を評価する。よって、それらの技術やサービスが応募者以外の主体によって提供され、応募者が応募事業から利益を得られない恐れがある場合でも、同項目の評価には影響しない。応募者が持続的にサービス提供を行えるかについては、評価項目「4. 実現可能性」の項目で評価する。

2. 市内事業者等の連携による波及効果

評価項目	事業計画書の参照箇所	評価の視点
(1) 市内におけるこれまでの活動経験	1 企業・団体等(別紙2-1) 企業・団体概要(別紙5)	これまでの京都市内における活動実績から、どの程度京都市内に根ざした企業・連携体であるか。 【企業・団体の地域性】
(2) 京都市への関連技術・サービス・情報等の誘導・集積効果	1 ⑦本助成事業の実施体制(別紙2-1) 連携体のイメージ図(別紙2-2) 2(3)京都市への貢献性(別紙3)	助成事業によって成熟した技術やサービスの提供に際し、京都市域内の企業や団体が主な役割を果たせるか。事業の便益が京都市内の企業・団体に帰着するか。京都において、関連産業の広がりが期待されるか。【事業拠点・便益の帰着地点】【産業・情報の集積地域】

3. 京都市の環境施策への貢献性

評価項目	事業計画書の参照箇所	評価の視点
(1) 京都市の環境に与える影響に対する認識	2(3)京都市への貢献性等(別紙3)	助成事業を通じて、京都市内にどの程度の受益をもたらすことができるかについて、具体的な考察が行われているか。 【京都市の環境に対する貢献に関する検討の具体性】
(2) 京都市の既存環境施策との合致性・補完性	助成事業の概略(別紙1)	提案された技術・サービスは、京都市の環境施策において、どの程度の優先順位を有する施策分野に該当するか。また、その分野は行政だけでも十分に技術・サービス提供を進められる分野か。 【該当施策分野の重要度】【市に施策・事業に対する補完性】

4. 事業化能力(事業計画内容の明確性等)

評価項目	事業計画書の参照箇所	評価の視点
(1) マーケット動向	2(2)①在来技術・在来製品の状況(別紙3) 2(2)③[①によって形成されているマーケット、市場の現状](別紙3)	提案された技術・サービスの既存マーケットの大きさを評価する。また、同マーケット内における、提案された技術サービスに対する競争力(ニーズ)を評価する。 【マーケット動向】
(2) 競争優位性	連携体のイメージ図(別紙2-2) 2(3)京都市への貢献性等(別紙3) 2(2)②[①に対する本事業の目指す最終形態とその新規性、公益性](別紙3)	提示された技術・サービス、及びその供給体制が模倣されにくいものであるか。提示された技術以外に、有望な代替技術・サービスはないか。 【模倣の難度】

(3)	事業展開に向けた戦略性	<p>2(2)④[本事業による新たなマーケットの開拓、事業化(製造・販売)]に向けた戦略と成長性・採算性] (別紙3)</p> <p>1⑦本助成事業の実施体制 (別紙2-1)</p> <p>3(1)助成事業終了時の達成目標 (別紙3)</p> <p>3(2)事業化までのスケジュール (別紙3)</p> <p>4 開発課題及び実施項目 (別紙3)</p> <p>5 開発等のスケジュール(案) (別紙3)</p>	<p>事業戦略において、非現実的と思われる想定を行っていないか。投入資源や想定される課題等の制約を十分考慮に入れた、無理のないスケジュールが組まれているか。</p> <p>【事業戦略の合理性】【スケジュールリングの妥当性】</p>
(4)	目標水準の妥当性、技術的課題とその対応	<p>3(1)助成事業終了時の達成目標 (別紙3)</p> <p>4 開発課題及び実施項目 (別紙3)</p>	<p>事業計画書に示された「具体的な到達目標」及び「目標到達の根拠」に無理はないか。また、「開発課題」が想定される課題を十分にカバーしているか。また、解決のための実施項目が十分かを評価する。</p> <p>【到達目標の妥当性】【リスクの把握/解決策の準備】</p>

5. 事業遂行能力(実施体制, 応募者の経験・能力等)

	評価項目	事業計画書の参照箇所	評価の視点
(1)	実施体制	<p>1⑦本助成事業の実施体制 (別紙2-1)</p> <p>2①大学・公設試験場等 (別紙2-1)</p> <p>連携体のイメージ図 (別紙2-2)</p> <p>企業・団体概要 (別紙5)</p> <p>6 大学等研究者の実績 (別紙6)</p>	<p>助成事業の実現に十分な人員、技術・ノウハウ、施設、資金等の資源を投入できる体制がとられているか。(資金には、本助成事業からの助成金も含まれる。)また、想定している連携先は必要十分か。連携先に不安な点はないか。</p> <p>【人材(人員), 技術・ノウハウ】【施設, 資金の充足度】【連携先の充足性/連携先の信頼性】</p>

(2)	代表者の経験・能力	連携体のイメージ図(別紙 2-2) 2(4) 基礎となる成果等(別紙 3) 企業・団体概要(別紙 5) 6 大学等研究者の実績(別紙 6)	企画書において提示された技術・サービスを実現させるだけの経験・能力を持つ人材が事業に携わっているか。 【経験・能力】
-----	-----------	--	--

6. 資金調達の確実性(総事業費の把握, 事業化までの資金計画の妥当性)

	評価項目	事業計画書の参照箇所	評価の視点
(1)	総事業費の把握	事業予算(別紙 4-1) 事業予算経費支出明細(別紙 4-2)	事業費の見積り範囲, 金額は妥当か。 大きく上振れする心配は小さいか。 【総事業費の把握】
(2)	資金調達計画の妥当性	事業予算(別紙 4-1) 6 その他の補助金・助成金等(別紙 3)	借入金等による資金調達計画に無理はないか。 【資金調達計画の妥当性】

よく寄せられる質問と回答（FAQ）

**Q1 京都市以外に本社、事務所、キャンパスがある企業、NPO、大学研究室でも申請可能でしょうか？**

「京の環境みらい創生事業」は、広く全国から優れた技術シーズや斬新なアイデアを公募し、その育成を図っていく趣旨の事業ですので、京都市以外からの応募も歓迎しております。

ただし、京都市の公的な資金を用いた助成事業ですので、審査の中で、京都市民にとって効用が期待できる事業なのか、京都の企業の成長に繋がる事業なのか、京都市の環境施策との合致性があるか等について、評価させていただくことになります。

例えば、（１）京都市以外に本社があるが、京都市内に工場があり、そこでの雇用や資材調達が期待できる、（２）京都市以外に本社があるが、京都市内の企業や大学と連携して事業を実施するため、京都市内の事業者の技術開発力の向上に繋がる、（３）京都市以外に本社があるが、サービスの展開は京都市内で行い、京都市民が効用を享受できる、などのケースが想定されます。

Q2 既にある程度実績のある事業（完全な新規事業ではない事業）であっても、採択されるのでしょうか？

応募いただく事業は、完全な新規事業ではなく、すでにこれまで技術開発やサービスの創出に努力されてきた事業であっても問題ありません。製品やサービスが完全にできあがっているケースは、当然、採択の対象にはなりません。 「ある製品開発を行うために以前より技術開発に注力してきたが、より本格的な事業展開や高度な開発テーマに挑むため追加資金が必要となり、当事業に応募した」というケースも十分採択される可能性があります。

技術的に困難な課題に対してチャレンジし、新しいサービスや製品を生み出そうと挑戦されている企業、大学、NPO等を支援するのが、当事業の趣旨ですので、夢のある御提案、魅力ある技術開発については、新規事業、継続事業に関わらず審査・採択させていただきます。

これまで技術開発について継続的に努力を続けてこられたプランのほうが、実現性や現実性、計画性といった点で、ゼロからスタートする新規事業より説得力が感じられるケースも多いと思われますので、積極的な御応募をお願いします。

Q3 大学の研究者が申請する場合、申請名義はどのようなものになるのでしょうか？

大学の研究者の方が当事業に応募される場合、その申請は個人名義でしていただくこととなります。個人名義ではなく、研究室単位で当事業に取り組まれる場合は、その研究室の代表者名義で応募いただくこととなります。

「〇〇大学」という大学組織として応募いただく場合は、その大学の学長名義で応募いただくことになり、書類作成や経理の管理等の点で、事務遂行の点から現実的ではないと思われまので、原則としてそのような応募は受け付けていません。判断が難しいケースは、事務局まで御相談ください。

Q4 書面審査、プレゼンテーション審査では、それぞれどのような点が重点的に評価されるのですか？

募集要項の中に「評価項目一覧表」が添付されていますが、書面審査ではこの「評価項目一覧」に記載されている項目について、ひとつひとつ評価を行っていきます。そのため、これらの項目の全体について、総合的に優れている事業プランが高い評価を得ることとなります。例えば、技術やサービスの新規性や魅力が優れているプランであっても、財務状況や人員体制の点で、プランの遂行に不安が感じられる場合は、総合的に見て評価が低くなってしまいうということがあります。

プレゼンテーション審査については、書面審査を通過した事業プランのみが対象となることから、審査の中で、各評価項目をひとつひとつ細かくお聞きしていくことは致しません。応募プランについて、いかに魅力的にわかりやすくお話いただけるか、審査委員の方の質問に的確に回答いただけるかという部分もが重要になってきます。

なお、審査の公平性の観点から、書面審査、プレゼンテーション審査の詳細な内容については、これ以上の回答はお断りしておりますので御了承ください。

Q5 申請書にて「連携体」について記載する箇所がありますが、連携体を組まなければ、採択されないのですか？

連携体を構築することは必須の事項ではありません。連携体を組まなくとも、優れたプランであれば、採択されます。

ただし、比較的小規模の企業やNPOでしたら、他の組織と連携して事業を展開されたほうが、より規模の大きな事業を実施でき、魅力ある事業プランを作成いただけるものと考えています。また、大学の研究者の方でしたら、実際のモノづくりの段階は、企業等と連携されることが現実的であると考えられます。その他、京都市以外に本社を有する事業者であれば、京都市内の企業と連携体を組まれたほうが、京都市への貢献性がわかりやすく提示することができると思われま。

これらの内容に当てはまる申請者は、連携体の構築を積極的に検討されることが望ましいでしょう。

**Q6 他の自治体や経済産業局, NEDO等の補助金と重複して交付してもらうことは
できますか？**

他の機関や京都市の他の部局から,すでに補助金を受けて実施されている事業に対し,重複して当事業の補助金を交付することはできません。

ただし,応募プランとは明確に区別できる事業に対し,他の機関等から補助金を受けている場合は,当事業からの補助金の受領は可能です。その場合は,申請書の別紙3「事業計画説明」の「6 その他の補助金・助成金等」の欄に,その旨,記載していただく必要があります。

また,同内容の事業であっても,「過去に」他の機関等から補助金を受けていた場合は,当事業からの補助金の受領は可能です。その場合も,「6 その他の補助金・助成金等」の欄に,その旨,記載しておく必要があります。

なお,同内容の事業でかつ同時期において,他の補助金と重複して受領されていることが判明した場合は,当事業の採択を取り消すこととなります。

**Q7 当社にて技術開発は行うものの,実際の製品の製造は全面的に外部の業者に委託する
予定です。このような場合も,当事業の対象となりますか？**

全ての業務を,1社の中のみで完結して実施できることはほぼ不可能であり,外部委託を活用し,事業遂行にあたっていただくことは問題ありません。

ただし,当事業の趣旨は,事業提案をいただいた申請者が実施する技術開発やサービスの創出,事業展開に対し助成するというものですので,外部業者への依存度が過剰に大きなものはその時点で対象外となります。



平成22年7月
発行：京都市環境政策局循環型社会推進部循環企画課
京都市印刷物第223090号